

エチオピア：革命における農業・土地制度改革(特集 農村社会の再編成)

著者	小倉 充夫
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アフリカレポート
発行年	1988-09
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00008706

エチオピア | 革命における 農業・土地制度改革

●小倉充夫

革命後の農村社会の変容については明らかでない部分が多いが、多少実態が知られるようになってきた。本稿では最近みることできた資料を参考に制度上の改革とその実態をスケッチしてみたい。

1 革命前の土地制度

皇帝ハイレ・セラシエの退位(1974年9月12日)に続く皇帝位の廃止(75年3月12日)をもってエチオピア帝国は崩壊した。これは他方ではエチオピアの社会主義化が進行する過程でもあった。社会主義化宣言(74年12月20日)の後、農地公有化と農民組合の設立(75年3月4日)、そしてサービス協同組合ならびに生産者協同組合の設立(同年12月14日)に関する布告が出され、農村・農業の社会主義化が試みられた。

改革の対象となった革命前の土地制度はきわめて複雑である。主要なものとしては次のような形態があった。(1)リスト(ティグレではリストィ)——祖先から代々土地保有権を受け継ぐ家族共同体的保有であり、特定地について権利主張者の数が多く、土地細分化と土地係争が顕著である。(2)グルト——高位の行政官に給与の代わりに与えられる。徴税権と行政・司法権を有するが在職期間ないし一代かぎりを原則とする。しかし世襲化が黙認されることが多かった。(3)リスト・グルト——グルトと同じであるが、世襲化でき皇族などに与えられた。(4)ゲバルル——政府所有地が個人へ売却さ

れることにより、あるいは1966年のリスト・グルト廃止により生じた私有地。(5)セモン——教会領のことで国への納税義務はなかった。聖職者に生涯にわたり、あるいは在任期間中与えられるものをセモン・グルトという。(6)政府所有地——皇室領、ゲブレテル(未納税のため没収された土地)、マデリア(政府雇用者の給与のための土地)、メンジスト(未利用地)などの種類があった。

リストはゴジャム、ゴンダール、ティグレの各州、およびウォロ州とショア州の一部、すなわちアビシニア王国の領域であったアムハラ・ティグレ高地にみられる。なおエリトリアの制度は、既婚男子に耕作権が与えられるがその土地は数年ごとに再配分されるという村落共同体的保有形態を特徴とした。グルトは南部ばかりでなく、リストにおおいかぶさって北部にも存在する。しかしリスト・グルトや政府所有地は南部、すなわち19世紀末征服された非アムハラ地域に多い。リスト・グルトやそのゲバルルへの転化などからうかがわれるように、地主・小作関係は特に被征服地域で発達した。このように地域的な土地制度上の相違は、アムハラ・ティグレに対する他のエスニック・グループ、あるいはコプト派キリスト教に対するイスラム教および伝統信仰という宗教信仰の差と重なっている。

リストを中心とする北部の土地制度の問題は農家保有地の細分化である。単一耕地を有している農家が少なく、自己の農地が各地に散在していた。

第1表 村落レベルの農民組合(ケベレ), 農業サービス協同組合, 農業生産者協同組合

	総 数		参加世帯数	
	1981	1983	1981	1983
ケベレ	23,500	19,600	7,000,000	5,000,000
農業サービス協同組合	3,500	3,700	4,000,000	4,600,000
農業生産者協同組合				
マルバ	512	744	} 42,000	60,000
ウォルバ	32	262		
ウォランド	0	0		

(出所) Mengistu Woube, *Problems of Land Reform Implementation in Rural Ethiopia*, Uppsala Universitet, Uppsala, 1986, pp.52-54.

そのうえ土地に関する係争が多く、農業生産の発達に悪い影響を及ぼしてきたといわれる。南部における問題は地主・小作関係による農民搾取と地位の不安定であり、潜在的な可能性がありながらも農業の発展はおしとどめられてきた。

2 革命後の改革

農地公有化とともに、農家に再配分される土地の上限は10haとされた。改革に際しては自ら耕作していた者の土地に対する権利を保障することにより、小作人、農業労働者を保護した。土地改革の実施と農民の組織化のために農民組合が設立され、村落、地区、郡、州そして全国レベルでそれぞれ組合が組織された。その他に農業サービス協同組合と農業生産者協同組合も設立された。前者は複数の農民組合により形成され、共同出荷、共同購入などを目的とする。後者は生産手段の管理や労働の組織化を行ない、その程度に応じて三つの段階がある。(1)マルバ——牛と農具および自家用生産のため20アール以下の土地の個人保有が認められており、労働・牛・農具の提供に応じて共同農場による利益が配分される。(2)ウォルバ——牛や農具は共有となるが、10アール以下の菜園の

第2表 生産形態別穀物耕地面積と生産量の比率 (%)

年 度	小 農 経 営		生産協同組合		国 営 農 場	
	面 積	生 産	面 積	生 産	面 積	生 産
1975/76	98.4	97.4	1.0	0.8	0.6	1.3
1982/83	95.1	95.3	1.9	1.3	3.0	3.4

(出所) Ajit Kumar Ghose, "Transforming Feudal Agriculture: Agrarian Change in Ethiopia since 1974," *The Journal of Development Studies*, Vol.22, No.1, 1985, p.132, Table 2.

保有は認められる。(3)ウォランド——全ての生産手段は共有され、労働に応じた分配がなされる。それはいくつかのウォルバが合体して形成される。

革命前にあった大規模農場は大半が国営化され、一部は入植地として、あるいは協同組合の集団化のために用いられた。なお、入植事業は革命後設立された入植開発公社によって行なわれ、1979年にそれは救済復興委員会に吸収されている。入植は土地なし農民と都市失業者が対象となっている。

農村の変革に貢献したのはゼメチャ・プログラムによって農村に送られた学生たちであった。この「協力による発展」キャンペーンのもとで、1975~76年に4万5000人が農村に送りこまれ、識字教育、農業普及、政治教育が行なわれた。この役割は次第に農民組合にひきつがれていった。なお穀物流通を扱う農業流通公社が76年に設立された。国営農場の生産物の全て、農民組合と協同組合の供出割当て分、さらに民間卸し業が取り扱うものの一部を扱う。その他は商人を通じ自由市場に流れるようになっている。

3 改革の現状

農民組合の組織化は進むが、生産の協同化の進展は遅い。依然として耕地面積においても、生産量においても小農生産が圧倒的である。穀物の市場出荷においては国営農場が10~15%を一応占めているが、農業生産の社会主義化は部分的にしか

第3表 生産形態別トラクター数、施肥使用の比率
およびヘクタール当り生産量

	トラクター (1983)	肥料 (1983)(%)	ヘクタール当り収量 (クイントル*) (1981~83平均)
小農経営	—	54	11
生産協同組合	2	6	10
国営農場	98	40	15

(注) * 1クイントル=100kg。
(出所) 第1表に同じ (p.58, Table 5)。

第4表 保有面積別農家戸数の変化

保有面積 (ha)	デジェン地区農家戸数		ウォルメラ地区農家戸数	
	改革前	改革後	改革前	改革後
0.00~0.25	16	3	51	0
0.26~0.50	6	13	0	0
0.51~1.00	25	35	36	34
1.1~2.00	73	96	49	74
2.1~4.00	42	51	37	80
4.1~6.00	20	1	12	11
6.1~8.00	8	1	5	0
8.1~	10	0	10	1
計	200	200	200	200

(出所) 第1表に同じ (p.86, Table 14, p.140, Table 26より作成)。

実現していないのである。経営形態別の穀物生産をみると、ヘクタール当りの生産量は国営農場が高いが、それは資本財が集中的に投下されているからである。もっとも生産性の低いのは協同組合経営によるものであり、この形態がなかなか増加しないことをうなずかせる結果を示している。しかし革命は小作農の解放による自作農創設をもたらした、その点でグルトヤリスト・グルトのもとで苦しんでいた農民にとって大きな意義があったことはもちろんである。

革命による土地改革が実際にどう進行し、どのような結果をもたらしているかについて十分な資料はないが、数少ない調査の一つにゴジャムとショアについての調査 (1981年8~11月, 83年2~8月)*がある。断片的ではあれ改革の実態をある程度示唆するものといえよう。前者ゴジャム州デジェン地区はアムハラ系の人々が住みリストの地域である。改革前土地無し層はサンプル数200世帯のうち18世帯あったが、改革後はゼロとなり、土地の均分化がもたらされた。重要な生産手段である耕作牛についても無所有が72世帯から21世帯に減り、逆に2頭以上 (耕作には1組2頭が必要) は55世帯から94世帯に増加している。ショア州ウォルメラ地区はオロモ系の人々が住み、地主・小作関

係が顕著なところであり、不在地主化が進んでいた。サンプル数200世帯のうち土地無し層は51世帯に及んでいたが改革後はゼロとなり、革命による影響は顕著である。耕作牛については無所有が57世帯から29世帯に減少し、逆に2頭以上所有する世帯は34世帯から131世帯に増加した。

改革後の問題は土地の細分化が一層進行したことである。デジェンでは土地の耕作権を与えられていなかった人々にもそれが与えられるようになり、ウォルメラでは小作農が解放されたため、土地の権利保持者数が増大したためである。都市への流出者数が革命後減少したこともこの傾向を助長した。生産協同組合は区画の細分化に対する解決をも目的としており、土地管理・統合による生産性の向上は課題である。解放された農民が新たに得た権利を協同化のために進んで今度は譲り渡すであろうか。エチオピア社会主義の動向をうらなう一側面として注目される場所である。

(おぐら・みつお/津田塾大学)

* Mengistu Woube, *Problems of Land Reform Implementation in Rural Ethiopia*, Uppsala Universitet, Uppsala, 1986.